

# 北海道知事許可業者の皆様へ

## 経営事項審査の改正（平成23年4月1日施行）について

平素より北海道の建設行政に対し、ご理解・ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、経営事項審査に係る評価項目及び基準が、平成23年4月1日から改正されることになりました。

つきましては、今回の改正に伴う経営事項審査の取扱いなどについて、次のとおりお知らせしますので、ご留意願います。

### 経営事項審査を申請する理由

国、地方公共団体などの発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者は、許可行政庁（各総合振興局（振興局）建設指導課）に経営事項審査の申請を行う必要があります。

なお、公共工事を直接請け負うことのない建設業者、入札に参加する意向を持たない建設業者は、必ずしも経営事項審査を申請する必要はありません。

【参考】 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、審査を受けなければならない。

～建設業法第27条の23第1項

### 経営事項審査に係る改正目的

公共工事の企業評価における共通の物差しとして、公正かつ実態に即した評価基準となるよう、また、再生企業に対する批判や審査項目の充実に対する多様なニーズへの対応を評価するものとなるよう見直しが行われました。

※評価項目及び基準の改正などの詳細については、

国土交通省ホームページ ([http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13\\_hh\\_000088.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000088.html))  
をご覧ください。

### 平成23年4月1日以降の経営事項審査の取扱い

平成23年4月1日以降、申請窓口である各総合振興局（振興局）建設指導課において申請されたものから、新基準による経営事項審査結果による通知を行います。

なお、新基準による結果通知書の発送については、5月以降となります。

## 平成23年3月31日迄の経営事項審査の取扱い

旧基準による経営事項審査申請については、既に、平成23年2月28日を以て終了しておりますが、やむを得ない事情（平成23年3月～4月中に経営事項審査の有効期限が切れる場合（前回の審査基準日が平成21年8月～9月中））があっても、平成23年3月11日（金）までには、申請窓口である各総合振興局（振興局）建設指導課において申請受理を完了させるようお願いします。

また、4月1日より、旧基準による結果通知書をお持ちで、かつ再審査申立対象の方については、再審査申立てを行うことにより、新基準による結果通知書を受け取ることができます。

※詳細については、次のとおり

## 再審査の申立て

### 1 再審査の対象及び期間

再審査の対象となる経営事項審査結果は、再審査申立てを行う日現在1年7ヶ月の有効期限を越えていないものです。

また、その期間内に複数の経審結果が存在する場合には、直近のものが対象となり、再審査の申立期間及び手数料については、次のとおり。

再審査申立期間	平成23年4月1日から平成23年7月29日までの120日間
再審査手数料	無料
※ 再審査の申立ては、申立者の任意の判断で行うことになります。	

### 2 再審査項目

申請書（別紙二）中	「項番62」（技術職員名簿） ※審査基準日以前6ヶ月を超える恒常的雇用関係を満たさない方がいれば「項番19」も変更
申請書（別紙三）中	「項番47」（民事再生法又は会社更生法の適用の有無） 「項番55」（建設機械の所有及びリース台数） 「項番56」（ISO9001登録の有無） 「項番57」（ISO14001登録の有無）

### 3 提出書類（3部（正本1部、副本2部））

- ①【新基準】経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11、別紙1、別紙2、別紙3）
- ②前回申請分、経営事項審査申請書、経営状況分析結果通知書（写）及び結果通知書（写）
- ③様式第3号「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（技術者に雇用期間が限定されている高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合のみ提出）
- ④提示（確認）書類については、基本的に次のとおりです。

- ・「項番62」関係～健康保険加入者：健康保険証の写し（所属企業を確認できるもの）  
雇用保険加入者：雇用保険被保険者資格喪失届入力票  
上記の未加入者：賃金台帳又は源泉徴収簿等  
（審査基準日以前6ヶ月超の状況が確認できるもので、上記のうち1点）  
就業規則（上記③を提出している場合で、常時10人以上の労働者を使用する企業の場合で、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のあるもの）
- ・「項番47」関係～裁判所から送付される再生手続開始決定通知書  
（申請時点に再生手続開始が決定している場合）  
再生手続終結決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し）  
（申請時点に再生手続が終結している場合）

※平成23年4月1日以降に民事再生、会社更生手続の申立を行った場合に該当になります。

- ・「項番55」関係～自己所有の場合：売買契約書  
特定自主検査記録表  
下記対象要件が確認できるカタログ（写）  
リースの場合：リース契約書  
（審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間があるもの）  
特定自主検査記録表  
下記対象要件が確認できるカタログ（写）

建設機械対象要件 ～ 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表より

- ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン  
又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
- ブルドーザー：自重が3トン以上のもの
- トラクターショベル：バケット容量が0.4立方メートル以上のもの

- ・「項番56、57」関係～ISO認定登録証明書  
（審査基準日に登録済みであり認証範囲に建設業が含まれること及び建設業許可を受けている全ての営業所で取得していることを確認できるもの）  
事業所単位でISO登録している場合、審査基準日における営業所の確認のため建設業許可申請書及び営業所に関する変更届

### 4 旧結果通知書の取扱い

発注者が当面、競争入札参加資格の確認等に当たって活用することも想定されますので、回収致しません。

## 5 留意事項

【新基準】経営事項審査申請書（様式第25号の11）の記載については、次の点に留意願います。

- ①再審査関係項目の用紙のみではなく、申請書一式（全項目について再度記入）を提出
- ②「申請等の区分」（項番05）の欄には、コード4又は5を記載

コード	申請等の種類
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- ③「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記載
- ④「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載
- ⑤「再審査を求める事項」欄には、「平成23年4月1日施行の改正に係る事項」と記載
- ⑥「再審査を求める理由」欄には、「制度改正のため」と記載

## 6 問い合わせ先

各総合振興局・振興局建設指導課一覧

総合振興局・振興局	担当係	代表電話	内線番号	住 所
空知総合振興局	土木係	0126-20-0066	直通	岩見沢市8条西5丁目
石狩振興局	指導審査係	011-231-4111	34-465	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階
後志総合振興局	土木係	0136-23-1300	2481	倶知安町北1条東2丁目
胆振総合振興局	土木係	0143-24-9593	直通	室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高振興局	土木係	0146-22-9291	直通	浦河町栄丘東通56号
渡島総合振興局	土木係	0138-47-9400	4271	函館市美原町4丁目6-16
檜山振興局	土木係	0139-52-6500	2481	江差町字陣屋町336-3
上川総合振興局	土木係	0166-46-5946	直通	旭川市永山6条19丁目
留萌振興局	土木係	0164-42-8447	直通	留萌市住之江町2丁目1-2
宗谷総合振興局	土木係	0162-33-2529	直通	稚内市末広4丁目2-27
林-ツ総合振興局	土木係	0152-41-0603	4271	網走市北7条西3丁目
十勝総合振興局	土木係	0155-27-8540	直通	帯広市東3条南3丁目1
釧路総合振興局	土木係	0154-43-9100	2481	釧路市浦見2丁目2番54号
根室振興局	土木係	0153-24-0257	2481	根室市常盤町3丁目28番地

### このページについての問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建設政策局建設管理課

建設業グループ主査（建設業審査）（道庁10階）

電話：011-231-4111

（内線29-722、29-724）